

苫小牧市営住宅整備計画（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 平成30年1月12日 ～ 平成30年2月11日 （30日間）

意見提出人数 3人

提出意見件数（項目） 3件 （7項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 大成町1-13-1、1-11-1、1-9-1の市営住宅の外壁やベランダの劣化がひどいので早めに対策して欲しい。 また、大成町1-9-1に現在住んでいるが、キッチンの流し台の劣化がひどく穴が空いてコーキング材で埋めて水漏れ修理してあるので早めに対策して欲しい。	大成町1-13-1、1-11-1及び1-9-1については、計画期間内に外壁等の改修を実施する予定です。また、住戸内の修繕につきましても、必要に応じて設備等の修繕を行なっていきたいと考えています。	C
2	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 大成町1-14-3は解体となっていますが、外壁工事にお金をかけたばかりなのに解体の案は納得出来ない。	本計画（案）については、耐震性や老朽化の状況など総合的に判断して方針を決定しています。 大成町1-14-3については、平成49年に解体する計画としていますが、外壁の状態が悪く、解体まで改修しなければ、安全性が確保できないことから改修工事を行ないました。	E
3	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 以前住んでいた末広町1-2-4の市営住宅はゴキブリがひどくて駆除出来ないのと洗濯機が全自動洗濯機が置けず非常に不便ですし外壁劣化が原因と思われる雨漏りが有ったので早めに解体して欲しい。	末広町については、耐震C判定の住宅整備を優先的に行う計画とすることから、末広町1-2-4については、平成48年に解体する計画としていますが、外壁の劣化が進んでいることから計画期間の早い段階で改修工事を行ないたいと考えています。	C

4	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>若草町、日新町の新築の市営住宅の暖房器具がガスストーブで非常に暖房費が高いと聞いているので、今後新築する際はもう少し暖房費の安い暖房方式で建設して欲しい。また、電気のコンセントを多めに付けて欲しい。</p>	<p>今後新築する住宅の暖房方式ですが、建設の際には、コスト比較等を行ないながら入居者の皆様に負担の少ない暖房方式の導入について検討するとともに、住戸内の設備についても不便がないよう検討していきます。</p>	C
5	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>最近新たな市営住宅が建設されているが、車がないと買い物に不便な場所に建設されているように感じる。これからは高齢化が進むと思うので、高齢者の負担にならないような取り組みをしてほしい。</p>	<p>本計画では、新たに建設する住宅は、現地建替えを基本に考えていますが、高齢化の進行も予想されますので、今後計画を進めていく中で、いただいたご意見も参考に高齢者の方にも住みやすい住環境の整備に努めていきたいと考えています。</p>	C
6	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>旭町町内会は、生活圏に全てが整備された快適な住宅環境である。計画案では旭町の市営住宅が大幅に減ることになるが、住民は現在地での暮らしを希望している。</p> <p>また、旭町は子育て世代に相応しい環境で、平成30年(2018年)に聖ルカ幼稚園がこども園へ移行し、平成33年(2021年)には苫小牧東小・東中学校の新校舎が供用開始となる予定であることから、東小校区に市営住宅を新設し、新校舎へ通学する児童を増やすことが中心部活性化を推進することになると考える。</p>	<p>旭町については、末広・高砂・若草団地と併せて一つのグループとして整備を進める計画です。現在の入居者につきましては、既存市営住宅及び民間住宅を活用することにより、このグループ内で住替えるものと考えていますが、今後、建替え等で新たな住宅を建設する際には、いただいたご意見をはじめ、入居者や地域の声なども聞きながら建設場所等も含め計画の見直しも検討していきたいと考えています。</p>	C

7	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>平成32年(2020年)解体の旭町2-3-4より旭町2-1-1のほうが古いため早期解体を要望するとともに、旭町2丁目の身障者センターを含めた一体を整備し市営住宅新設を要望する。</p>	<p>旭町2-1-1は、1階部分が分譲店舗となっておりますことから、解体に向けては店舗所有者との協議が必要となります。</p> <p>旭町2-1-1の建物は老朽化が著しいことから、平成31年(2019年)に市営住宅として用途を廃止する計画ですので、同時期の解体に向け、店舗所有者との協議を進めていきたいと考えています。</p> <p>旭町2丁目の市営住宅跡地については、売却等により有効活用を図っていく考えですが、今後、計画の見直しを行なう際には、いただいたご意見も参考に検討していきたいと考えています。</p>	C
---	---	---	--	----------

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。